

熊野古道世界遺産登録２０周年を契機とした業務委託企画提案コンペに係るご質問及び回答

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	-	-	-	企画提案者が旅行業登録の資格を有しない場合、協業先（共同事業体または再委託先）が資格を保有していれば問題ないでよいでしょうか？	企画提案者が旅行業登録を有していない場合でも、共同事業体の構成員や再委託先が旅行業登録を有していれば、問題ありません。
2	業務委託仕様書	1	4（１）	宿泊旅行とありますが、パッケージツアー（宿泊＋交通手段等）であることは必須でしょうか？（例えば、宿泊のみなどでも可能でしょうか。）	日帰り旅行、宿泊旅行を問わず、「祭り、イベント」を活用し、魅力ある観光コンテンツと組み合わせた旅行商品であるとともに、交通事業者と連携した（すなわち、交通手段を組み込んだ）ものであることが必須です。
3	業務委託仕様書	1	2	委託業務の目的に「交通事業者と連携し」とありますが、上記質問2のように、宿泊旅行に交通手段を付けることが条件という認識でしょうか？	質問２に対する回答と同じです。
4	業務委託仕様書	2	4（２）イ	業務委託仕様書内４－（２）－イにおいて、「必要に応じて販売促進のためのチラシ等を作成し、県外及び県内の旅行会社店頭で当該旅行商品の販売促進 PR を行うこと。」とありますが、この旅行会社店頭での販売促進PR活動は、必須ではないという理解でよろしいでしょうか？	「必要に応じて」は「販売促進のためのチラシ等を作成」にかかるため、旅行会社店頭での販売促進PR活動は必須です。
5	業務委託仕様書	2	5	業務委託仕様書内５「催行を条件とした費用負担」は、業務委託費用上限３３，８８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とは別途という認識でしょうか？	「催行を条件とした費用負担」は、契約上限額３３，８８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）」に含まれており、２，２００，０００円（税抜）を上限として、負担費用を見込んでいただくことになります。